

熊本県伝統工芸館施設概要書

熊本県観光文化部観光文化政策課

1 施設の概要

施設概要	内容
構 造	鉄筋コンクリート造 地上 2 階、地下 1 階
面 積	①敷地面積 4,094 ㎡ ②建物面積 1,501 ㎡ ③延床面積 3,056 ㎡(駐輪場 20 ㎡を含む)
主要施設	地階 ①地下会議室 115 ㎡ ②和室 172 ㎡ ③機械室 157 ㎡ ④トイレ 2 カ所
	1 階 ①即売展示室、ラウンジ、ロビー 515 ㎡ ②喫茶コーナー(厨房 7 ㎡含む) 72 ㎡③工房 114 ㎡ ④倉庫 183 ㎡ ⑤事務室、館長室 ⑥荷捌室 ⑦風除室 ⑧トイレ 3 カ所(うち 1 カ所 身障者用トイレ)
	2 階 ①展示室 1 100 ㎡ ②展示室 2 100 ㎡ ③展示室 3 90 ㎡ ④展示室 4 90 ㎡ ⑤展示室 5 110 ㎡ ⑥展示室 6 95 ㎡ ⑦見せる倉庫 59 ㎡ ⑧倉庫 59 ㎡ ⑨収蔵庫 88 ㎡ ⑩休憩コーナー 85 ㎡ ⑪トイレ 2 カ所
	エレベーター 2 基
	駐車場 20 台、駐輪場 8 台
主要設備	○電気設備 受電設備容量 500KVA 負荷用途 動力(空調) 150、200KVA 動力 50KVA 電灯 100KVA ○空調設備 展示室系統 ビル用マルチエアコン 36HP、30HP×2 基、26HP、18HP、16HP、 10HP×2 基 地下室系統 ビル用マルチエアコン 10HP×2 基 事務室系統 個別空調 ○給水設備 上水道 ○排水設備 汚水、雑排水分流 ○給湯設備 電気温水器 ○昇降機 人荷用エレベーター 乗用 600kg45m/min 2stops、乗用 750kg 45m/min 2stops ○構内交換設備 電話主装置 1 台、多機能電話 23 台 ○構内無線通信設備 アクセスポイント 16 台 ○監視カメラ設備 専用システム、カメラ 12 台 ○デジタルサイネージ 専用システム、大型モニター 3 台
主要設備	○防災設備 自動火災報知器、屋内消火栓 5機、消火器 防火扉、防火シャッター、排煙窓、防災垂れ壁、誘導灯 ○自動ドア 両引き自動ドア装置(玄関風除室)2台

2 施設の利用実績 ※大規模改修以前の実績

(1) 来場者数

(単位：人)

施 設 名	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
常設展示場(有料)	3,368	8,136	6,183	0
即売展示室 (1 階ショップ「匠」)	5,077	5,777	5,725	3,282
1階展示室	22,473	25,522	23,343	6,389
2階展示室 A	13,018	16,443	15,974	5,298
2階展示室 B	8,776	14,110	12,259	0
2階会議室	192	61	57	26
和室	6,399	8,687	6,815	3,166
地下会議室	3,962	3,296	4,778	1,424
工房	922	2,047	2,487	757
合 計	64,187	84,079	77,621	20,342

(2) 施設予約状況

(単位：日数)

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1階展示室	利用可能日数	316	355	357	152
	利用日数	289	312	322	91
	利用率	91.5%	87.9%	90.2%	59.9%
2階展示室 A	利用可能日数	316	355	357	152
	利用日数	336	329	350	152
	利用率	106.3%	92.7%	98.0%	100.0%
2階展示室 B	利用可能日数	316	355	357	152
	利用日数	229	320	315	0
	利用率	72.5%	90.1%	88.2%	0.0%
2階会議室	利用可能日数	316	355	357	152
	利用日数	12	4	4	2
	利用率	3.8%	1.1%	1.1%	1.3%
和室	利用可能日数	316	355	357	152
	利用日数	170	216	198	91
	利用率	53.8%	60.8%	55.5%	59.9%
地下会議室	利用可能日数	316	355	357	152
	利用日数	84	57	106	41
	利用率	26.6%	16.1%	29.7%	27.0%

(3) 利用料収入実績

(単位：円)

施設名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
観覧料	499,860	923,450	436,560	0
使用料	6,491,530	7,066,950	7,372,510	2,112,990
合 計	6,991,390	7,990,400	7,809,070	2,112,990

(4) 収支

(単位：円)

	科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収 入	管理運営委託料 ※県事業受託分も含む	78,000,000	80,280,000	79,122,620	93,919,058
	利用料金 観覧料	499,860	923,450	436,560	0
	収入 使用料	6,491,530	7,066,950	7,372,510	2,112,990
	販売手数料等収入	8,841,971	9,405,184	10,216,429	6,261,595
	運営事業費収入	181,882	231,337	228,678	3,635,885
	その他収入	576,722	1,944,708	619,267	54,412
	①合 計	94,591,965	99,851,629	97,996,064	105,983,940
支 出	事業費(人件費・光熱水費等)	84,900,174	97,297,241	89,232,856	96,810,508
	管理費(役員報酬等)	3,178,317	2,569,879	1,801,237	1,723,299
	②合 計	88,078,491	99,867,120	91,034,093	98,533,807
	収支(①－②)	6,513,474	-15,491	6,961,971	7,450,133

※令和4年度以降の決算情報については一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況報告を参照(参考)

●令和6年度

<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/257614.pdf>

●令和5年度

<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/229043.pdf>

●令和4年度

<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/193315.pdf>

4 図面等

この概要書には、次の図面等を添付しています。

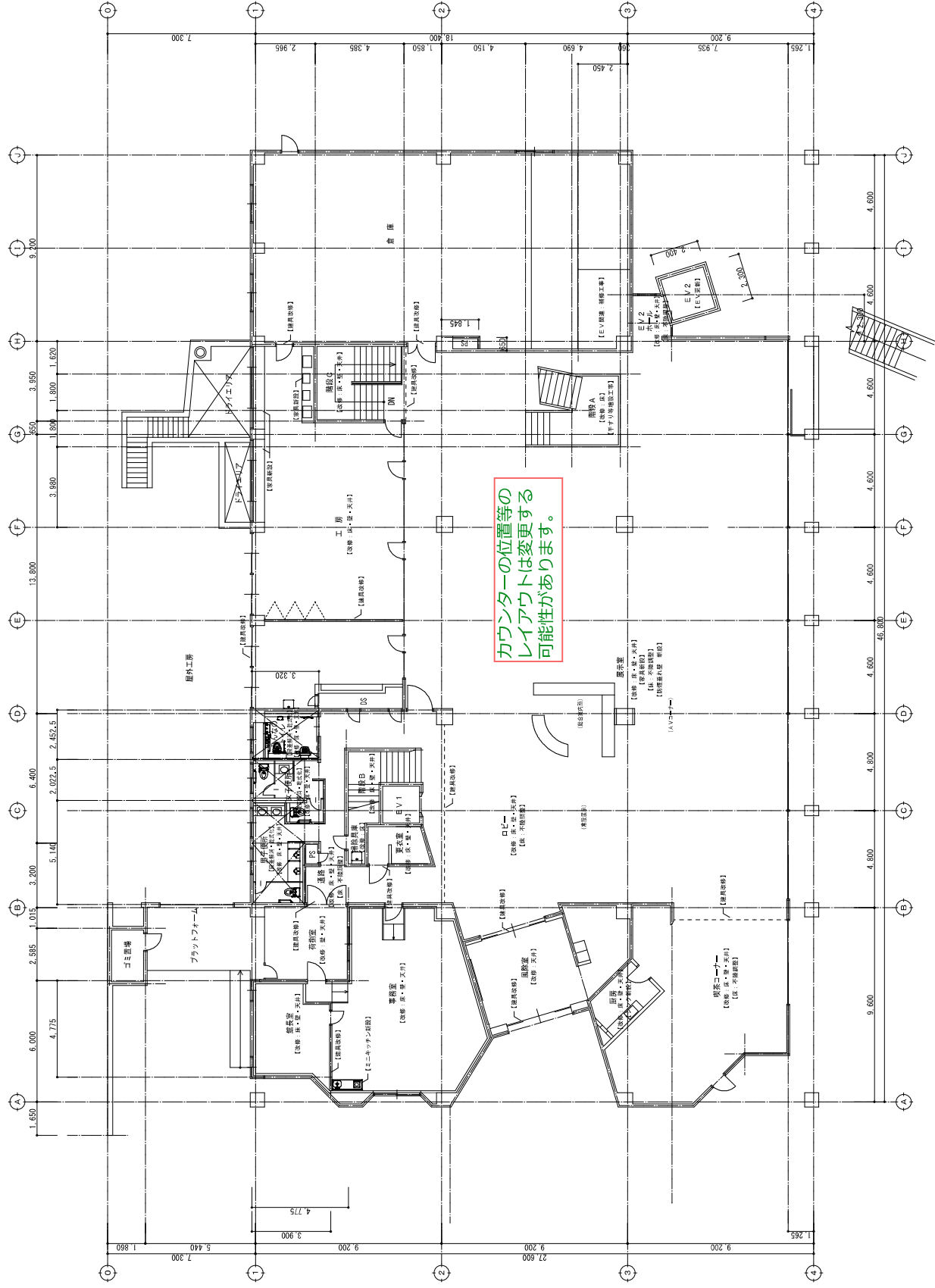
①伝統工芸館平面図 ②2階展示室区分け図面

4 参考資料

新設した展示室等の使用料を定めた熊本県伝統工芸館条例条例(昭和57年熊本県条例第30号)の新旧対照表(令和7年10月14日公布)、熊本県伝統工芸館条例条例施行規則(昭和57年熊本県規則第56号)を参考資料として添付しています。

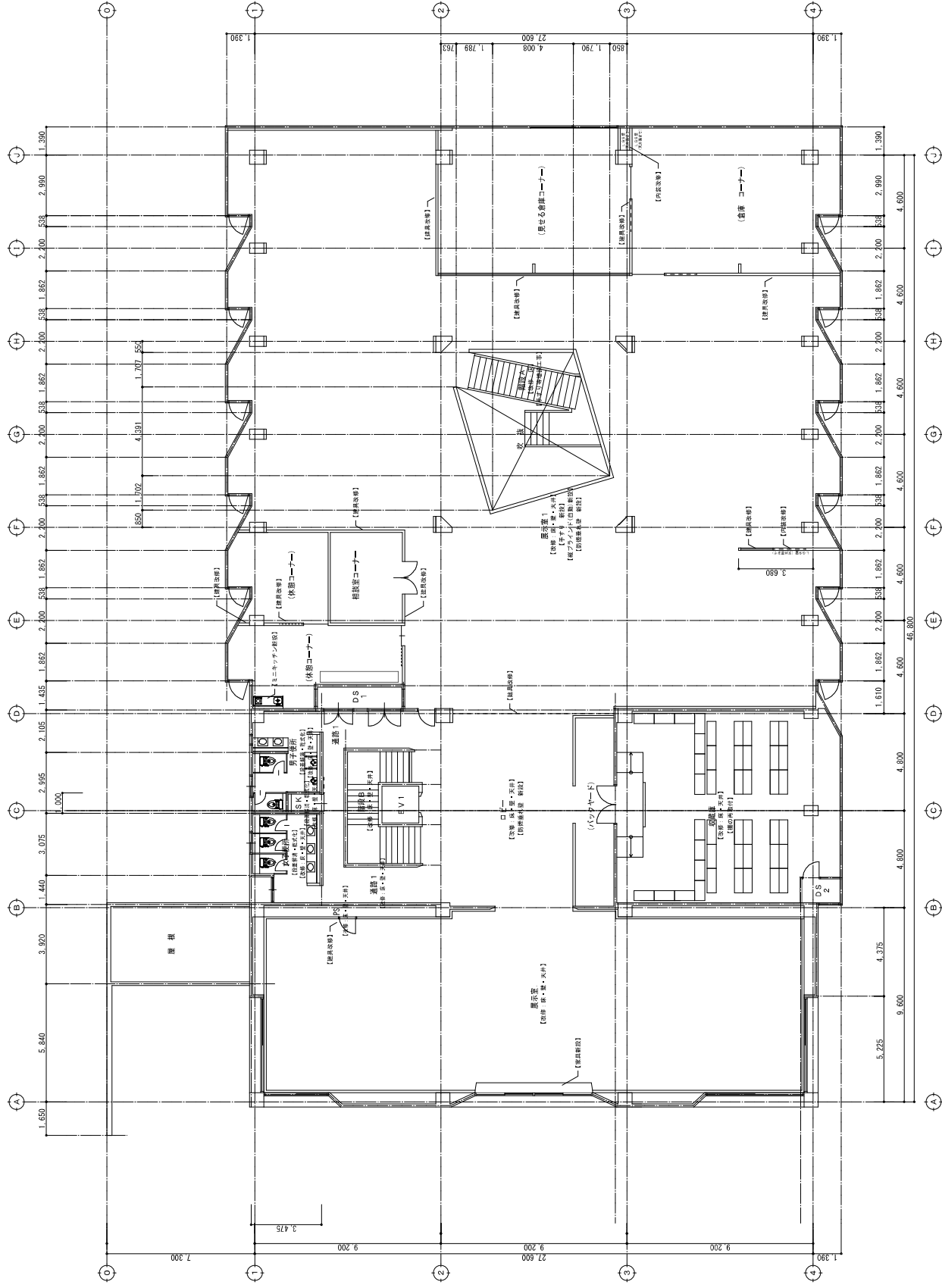
※条例の施行日は、別に規則で定めることとなっています。

※施行規則については、令和7年中に改正予定です。



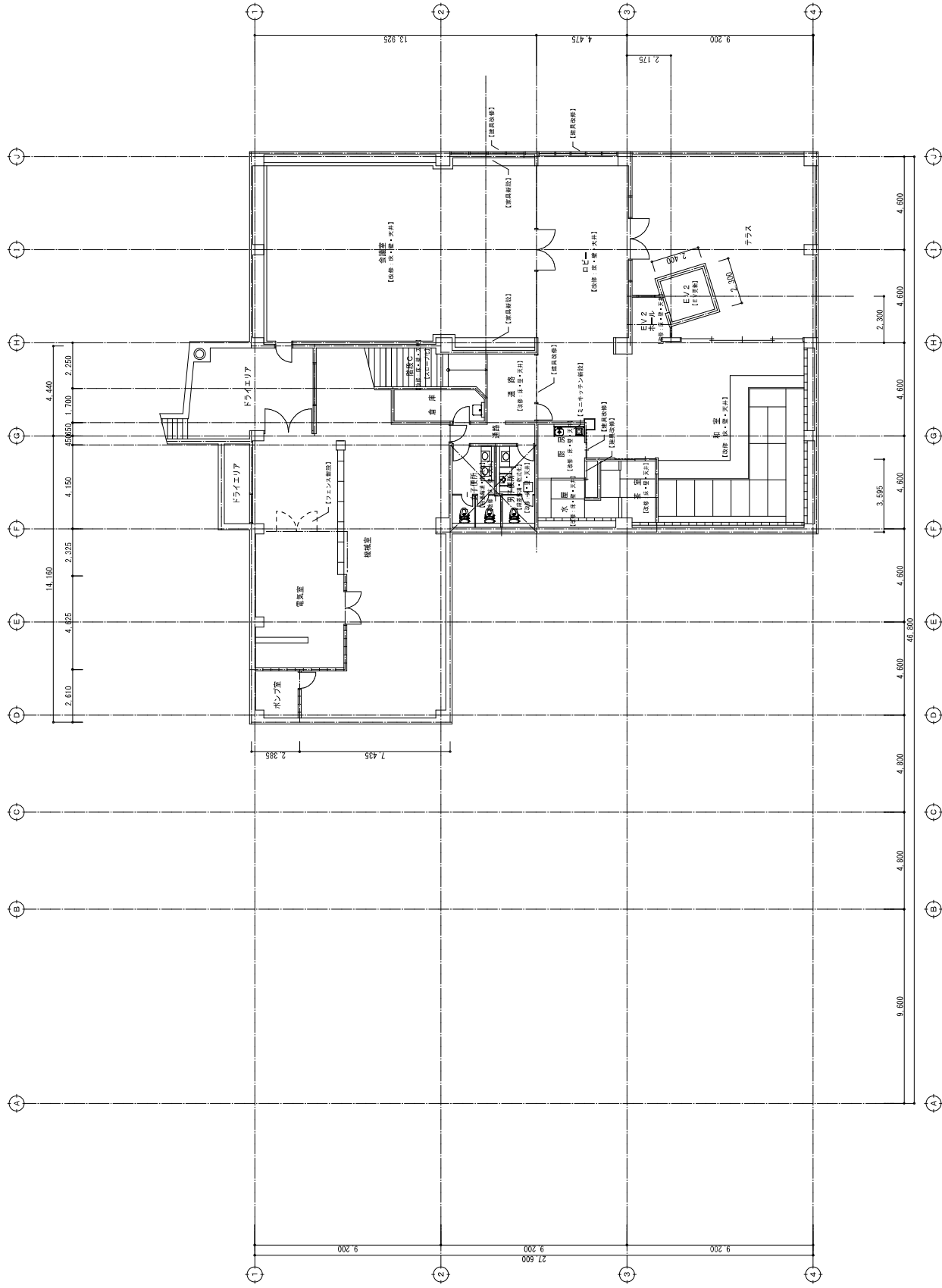
1階平面図（改修後） S=1/100

○共通事項
① 室内や倉庫等（壁面）
② 改修範囲（W・SD）は、特に記載がない限り、
③ 改修範囲（W・SD）は、特に記載がない限り、



2階平面図 (改修後) S-1/100

○共通事項
1. 室内や倉庫等(壁・天井・床・柱・窓等)は、特許に留意
2. 改修工事(壁・天井・床・柱・窓等)は、特許に留意
3. 改修工事(壁・天井・床・柱・窓等)は、特許に留意
4. 改修工事(壁・天井・床・柱・窓等)は、特許に留意
5. 改修工事(壁・天井・床・柱・窓等)は、特許に留意
6. 改修工事(壁・天井・床・柱・窓等)は、特許に留意



地下1階平面図（改修後）S=1/100



2階平面図（改修後） S=1/100

熊本県伝統工芸館条例(昭和 57 年熊本県条例第 30 号)新旧対照表

旧		新	
(観覧料)			
第 6 条 伝統工芸館が平常的に展示する伝統的工芸品等を観覧しようとする者は、別表第 1 に定める観覧料を納めなければならない。			
(新設)			
別表第 1 (第 6 条、第 14 条関係)			
区分		金額	
個人	一般人	1 人 1 回につき	210 円
	大学生	1 人 1 回につき	130 円
団体 (20 人以上)	一般人	1 人 1 回につき	140 円
	大学生	1 人 1 回につき	100 円
備考			
1 「一般人」とは、満 15 歳以上の者であって、大学生並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者以外のものをいう。			
2 「大学生」とは、大学の学生及びこれに準ずる者をいう。			
別表第 2 (第 7 条、第 10 条、第 14 条関係)			
区分		金額	
1 階展示室	午前 9 時から午後 5 時まで	10,560 円	
2 階展示室 A	午前 9 時から午後 5 時まで	3,960 円	

新

(観覧料)		
第 6 条 伝統工芸館が所蔵し、又は寄託を受けた伝統的工芸品等の展示会を観覧しようとする者は、別表第 1 に定める観覧料を納めなければならない。		
2 伝統工芸館が特別に企画する展示会を観覧しようとする者は、前項の規定にかかわらず、知事がその都度定める額の観覧料を納付しなくてはならない。		
別表第 1 (第 6 条、第 14 条関係)		
区分		金額
個人	一般人	1 人 1 回につき 230 円
	大学生	1 人 1 回につき 140 円
団体 (20 人以上)	一般人	1 人 1 回につき 150 円
	大学生	1 人 1 回につき 110 円
備考		
1 「一般人」とは、満 15 歳以上の者であって、大学生並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者以外のものをいう。		
2 「大学生」とは、大学の学生及びこれに準ずる者をいう。		
別表第 2 (第 7 条、第 10 条、第 14 条関係)		
区分		金額
2 階展示室 1	午前 9 時から午後 5 時まで	7, 500 円

2階展示室B	午前9時から午後5時まで	3,800 円	2階展示室 2	午前9時から午後5時 まで	7,500 円
地下会議室	午前9時から正午まで	3,640 円	2階展示室 3	午前9時から午後5時 まで	5,670 円
	午後1時から午後5時まで	5,170 円	2階展示室 4	午前9時から午後5時 まで	5,670 円
	午前9時から午後5時まで	8,800 円	2階展示室 5	午前9時から午後5時 まで	6,930 円
2階会議室	午前9時から正午まで	2,760 円	2階展示室 6	午前9時から午後5時 まで	5,990 円
	午後1時から午後5時まで	3,740 円	地下会議室	午前9時から正午まで	4,050 円
	午前9時から午後5時まで	6,270 円		午後1時から午後5時 まで	5,400 円
和室	午前9時から午後5時まで	4,510 円		午前9時から午後5時 まで	9,450 円
			和室	午前9時から午後5時 まで	4,820 円
			工房	午前9時から正午まで	3,420 円
				午後1時から午後5時 まで	4,560 円
				午前9時から午後5時 まで	7,980 円
			展示室1及び展示室2を併せて使用する場合	午前9時から午後5時 まで	17,250 円

○熊本県伝統工芸館条例施行規則

(昭和 57 年 8 月 10 日規則第 56 号)

改正 平成 10 年 10 月 14 日規則第 47 号 平成 17 年 7 月 1 日規則第 50 号

平成 21 年 3 月 27 日規則第 6 号 平成 22 年 10 月 15 日規則第 47 号

平成 26 年 3 月 31 日規則第 11 号 平成 31 年 3 月 28 日規則第 28 号

令和 3 年 7 月 30 日規則第 32 号

熊本県伝統工芸館条例施行規則をここに公布する。

熊本県伝統工芸館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本県伝統工芸館条例(昭和 57 年熊本県条例第 30 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定による許可(次条において「使用許可」という。)を受けようとする者は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の 6 日前までに伝統工芸館使用許可申請書(別記第 1 号様式)を知事に提出しなければならない。

(変更の許可の申請)

第 3 条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用日の 3 日前までに伝統工芸館変更使用許可申請書(別記第 2 号様式)を知事に提出しなければならない。

(使用の取消しの届出)

第 4 条 使用者は、施設の使用の取消しをしようとするときは、使用日の 3 日前までに伝統工芸館使用取消届出書(別記第 3 号様式)を知事に提出しなければならない。

(施設の使用に係る時間外単価)

第 5 条 条例別表第 2 備考の規定により知事が定める単価は、別表のとおりとする。

(観覧料等の納入)

第 6 条 伝統的工芸品及び伝統的工芸品に関する資料(第 9 条において「伝統的工芸品等」という。)を観覧しようとする者は、入場するときに観覧料を納めなければならない。

2 使用者は、知事が指定する日までに使用料を納めなければならない。

(使用料の返還)

第 7 条 条例第 10 条第 3 項ただし書の規定により知事が使用料を返還することができるときは、次に掲げるときとする。

(1) 天災その他使用者の責めに帰することができない事情により使用できなかったとき。

(2) 使用日の 3 日前までに使用の取消しを届け出たとき。

- 2 条例第 10 条第 3 項ただし書の規定による使用料の返還を受けようとする者は、伝統工芸館使用料返還請求書(別記第 4 号様式)を知事に提出しなければならない。

(原状回復)

第 8 条 使用者は、施設及び設備の使用を終了したとき又は条例第 9 条の規定により使用の許可を取り消されたときは、使用に係る施設及び設備を原状に復し、係員の点検を受けなければならない。

(き損等の届出)

第 9 条 熊本県伝統工芸館(第 10 条及び第 11 条において「伝統工芸館」という。)の施設若しくは設備又は伝統的工芸品等をき損し、又は滅失した者は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(適用除外)

第 10 条 条例第 12 条第 1 項の規定により指定管理者に伝統工芸館の管理を行わせる場合は、第 2 条から第 4 条までの規定は、適用しない。

(雑則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、伝統工芸館の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年 10 月 14 日規則第 47 号)

- 1 この規則は、平成 10 年 10 月 15 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の(中略)熊本県伝統工芸館条例施行規則(中略)(以下「熊本県狂犬病予防法施行細則等」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県狂犬病予防法施行細則等の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成 17 年 7 月 1 日規則第 50 号)

この規則は、熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例(平成 17 年熊本県条例第 50 号)の施行の日から施行する。ただし、第 7 条を第 4 条とし、同条の次に 1 条を加える改正規定(同条の次に 1 条を加える部分に限る。)及び附則の次に別表を加える改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)附則第 2 条に規定する日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 27 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 10 月 15 日規則第 47 号)

この規則中第 6 条の改正規定、第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とする改正規定、第 10 条の改正規定、同条を第 9 条とする改正規定及び第 11 条を第 10 条とし、第 12 条を第 11 条とする改正規定は公布の日から、別表の改正規定は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 11 号)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日規則第 28 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の熊本県伝統工芸館条例施行規則（以下「新規則」という。）別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新規則の使用料については、施行日前においても、新規則の使用料に関する規定の例により、新規則に定める額を徴収することができる。

附 則(令和 3 年 7 月 30 日規則第 32 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第 5 条関係)

区分	単価（1 時間につき）
1 階展示室	1,320 円
2 階展示室 A	500 円
2 階展示室 B	480 円
地下会議室	1,290 円
2 階会議室	940 円
和室	560 円

別記第 1 号様式(第 2 条関係)

[別紙参照]

別記第 2 号様式(第 3 条関係)

[別紙参照]

別記第 3 号様式(第 4 条関係)

[別紙参照]

別記第 4 号様式(第 7 条関係)

[別紙参照]